

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) 介護老人保健施設 いっぷく2番館 介護療養型老人保健 施設 三条東	(略) 三条市帯織800 <u>三条市北入蔵2 丁目17番27号</u> <u>三条東病院内</u>	三条市	(略) 介護老人保健施設 いっぷく2番館	(略) 三条市帯織800
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。